

## 評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号（以下、「認定法第5条第13号」という。）及び公益財団法人東華教育文化交流財団（以下「この法人」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、この法人の評議員及び役員の報酬等並びに費用の支給について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費で報酬等以外のものをいう。

### (報酬等の額の決定)

第3条 評議員及び非常勤役員には、評議員会又は理事会に出席の都度、日当として3万円を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表に基づき理事長が理事会の承認を受けて定めた額を報酬として支給するものとする。

### (役員賞与及び退職手当の支給)

第4条 常勤役員には、理事長が理事会の承認を受けて定めた額を賞与として支給することができる。

- 2 常勤役員の退職に当たっては、理事長が理事会の承認を受けて定めた額を退職手当として支給することができる。

### (報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び非常勤役員の報酬は、評議員会又は理事会に出席の都度、通貨により直接支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、毎月、職員給与の支給日に通貨により直接支給する。
- 3 税金、社会保険料等の控除及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等は、報酬等から控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、評議員及び役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 常勤役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給の基準に準じて支給することができる。

(協議事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、評議員会において協議し、決定するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程を変更するときは、評議員会の承認を受けなければならない。

別表

号	月額(円)
第1号	100,000
第2号	150,000
第3号	200,000
第4号	250,000
第5号	300,000
第6号	350,000
第7号	400,000
第8号	450,000
第9号	500,000
第10号	550,000
第11号	600,000
第12号	650,000
第13号	700,000

附 則

1 この規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年10月1日施行)